

テクノプラザものづくり支援センター飲食施設 公募概要

○委託期間

令和7年6月1日（日）から令和8年3月31日（火）まで（以降令和8年4月1日より1年ごとの更新）

○施設の構造

□本館

階	テクノプラザものづくり支援センター本館
5	指定管理者事務所、図書資料室、リラクゼーションルーム、入居団体事務所
4	貸出施設12室（ホール、会議室、実証室） 飲食施設 、交流サロン、DXベース（展示室）
3	貸しオフィス（7企業入居）
2	貸しオフィス（9企業入居）
1	指定管理者事務所兼株式会社ブイ・アール・テクノセンター（以下「VR」という。）オフィス、貸しオフィス（2企業入居）、研修室

□第一別館、第二別館 貸会議室18室、技能検定室6室、岐阜県職業能力開発協会入居

□ベンチャーファクトリー 3工場

○飲食施設の概要

面積：44.5㎡（客席24.82㎡、厨房、倉庫、その他19.68㎡）

賃借料：年額約35万円（別途、光熱水費（消費税を含む）等の経費も応募者の負担とします。）

※使用する面積は受託者の提案に基づき変更することができます（それに応じて賃借料も変更になります。）。

営業日：テクノプラザものづくり支援センター（以下「テクノプラザ」という。）の休業日である日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）以外の日

○必須事項

・来館者向けの飲食施設（喫茶・食事提供機能以上）の運営

・営業時間：午前10時から午後2時まで

※受託者の提案に基づき、営業時間を変更することができます。

○提案事項（必須ではないが、実施してもらうことが望ましい事項）

・テクノプラザ内で指定管理者であるVRが実施する事業等と連携し、臨時営業等に努めていただくこと

・テクノプラザ内貸出施設へのケータリングサービス

- ・テクノプラザ立地企業への弁当販売

○その他

- ・飲食施設の準備は、原則として令和7年7月1日（火）から行ってください。
※それ以前に開始する場合はVRと調整をしてください。
- ・指定管理者の事業で飲食スペースの客席を利用することがあります。

○手続き日程

- ・公募要領の配布・参加申込等 令和7年4月22日（火）～令和7年5月16日（金）
- ・評価会議 令和7年5月26日（月）
- ・結果の通知・公表 令和7年5月26日（月）
- ・期限までに企画提案書を提出してください。
※募集要項一式はテクノプラザホームページ（リンク）にて公開しております。
また、ご不明な点は下記までお気軽にお問合せください。

○問い合わせ先

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者

株式会社ブイ・アール・テクノセンター

担当 野村・西垣（聡）

〒509-0109

各務原市テクノプラザ1丁目1番地

TEL：058-379-2211

FAX：058-379-2282

E-mail：monozukuri@gifu-techno.jp